

2014年3月

公開草案 ED/2014/1

開示に関する取組み IAS第1号の修正案

コメント期限:2014年7月23日

IASB[®]

 IFRS[®]

開示に関する取組み

IAS第1号の修正案

コメント期限：2014年7月23日

Exposure Draft ED/2014/1 *Disclosure Initiative* (Proposed Amendments to IAS 1) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **23 July 2014** and should be submitted in writing to the address below or electronically using our ‘Comment on a proposal’ page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for detail on this and how we use your personal data.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2014 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-32-9

All right reserved: Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to be the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation’s copyright and set out the IASB’s address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

開示に関する取組み

IAS第1号の修正案

コメント期限：2014年7月23日

公開草案 ED/2014/1「開示に関する取組み」(IAS 第 1 号の修正案)は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2014 年 7 月 23 日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々の 'Comment on a proposal' のページを使用して電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を抑える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2014 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そのコピーが個人的又は内部での使用のためのもので、販売又は他の方法で配布されることがなく、IFRS 財団の著作物であることを明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することが条件である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／IFRS for SMEs ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASS’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び ‘International Financial Reporting Standards’ は IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

目 次

	項
イントロダクション	6
コメント募集	7
審議会による承認	9
[案] 開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正案	10
開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正案に関する結論の根拠	18
[案] 持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示 についての IAS 第 1 号の修正案	24
持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示 についての IAS 第 1 号の修正案に関する結論の根拠	34

イントロダクション

国際会計基準審議会（IASB）が公表する本公開草案は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案を内容としている。この修正案は、主として IASB の開示に関する取組みから生じたものである（本公開草案の 10 ページから 23 ページ）。1 件の提案は IFRS 解釈指針委員会への意見提出に由来するものである（本公開草案の 24 ページから 35 ページ）。

これらの IAS 第 1 号の修正案は、性質が類似しているため、IASB が同時に検討し、1 つの公開草案で提示している。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している。

IASB は、IAS 第 1 号における事項のうち本公開草案で扱っていない事項についてのコメントは求めている。

コメントは、**2014 年 7 月 23 日**までに届くように提出のこと。

コメント提出者への質問

質問 1——開示に関する取組みによる修正

開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正の目的は、表示及び開示の要求事項のいくつかを明確化して、企業が同基準を適用する際に判断を使用できるようにするような狭く焦点を絞った修正を行うことである。この修正は、IAS 第 1 号の一部の要求事項の文言がこうした判断の使用を妨げてきた可能性があるとの懸念に対応するものである。

修正案は以下に関するものである。

- (a) 重要性と集約（本公開草案の第 29 項から第 31 項及び BC1 項から BC8 項参照）
- (b) 財政状態計算書並びに純損益及びその他の包括利益計算書（本公開草案の第 54 項、第 55A 項、第 82 項、第 85A 項及び第 85B 項並びに BC9 項から BC15 項参照）
- (c) 注記の構成（本公開草案の第 113 項から第 117 項及び BC16 項から BC19 項参照）
- (d) 会計方針の開示（本公開草案の第 120 項及び BC20 項から BC22 項参照）

これらの修正のそれぞれに同意するか。修正案のいずれかについて、懸念あるいは代替的な提案があるか。

質問 2——持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示

持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示について IAS 第 1 号を修正するという IASB の提案に同意するか（第 82A 項、BC1 項から BC6 項及び IAS 第 1 号の適用ガイダンス参照）。

同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

質問 3——経過措置及び発効日

本公開草案で示している IAS 第 1 号の修正についての経過措置に同意するか(第 139N 項及び BC23 項から BC25 項参照)。

同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に ‘Comment on a proposal page’ (go.ifrs.org/comment にある) でアクセス
(推奨している方法)

電子メール 電子メールでのコメントの送付先 : commentletters@ifrs.org

郵 送 IFRS Foundation
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

審議会による 2014 年 3 月公表の公開草案「開示に関する取組み」 (IAS 第 1 号の修正案) の承認

公開草案「開示に関する取組み」(IAS 第1号の修正案)は、国際会計基準審議会の16名の審議会メンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
マルティン・エーデルマン	
ヤン・エングストローム	
パトリック・フィネガン	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
ゲイリー・カブレック	
スーザン・ロイド	
パトリシア・マコーネル	
鶯地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

〔案〕開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正案

はじめに

「2011 年アジェンダ協議」の間に、IASB は、現行の基準における開示要求を見直し、開示のフレームワークを開発することを求める要望を受けた。

IASB は、「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂の一環として表示及び開示を検討している。この作業は、IASB が新基準の開発又は現行基準の修正を行う際に役立つであろう。「概念フレームワーク」プロジェクトで行われている作業を補完するため、2013 年に IASB は開示に関する取組みを開始した。開示に関する取組みは、短期及び中期の両方のいくつかのプロジェクトと、継続的な活動で構成されており、表示及び開示の原則と要求事項をどのように改善できるのかを検討するものである。

本公開草案は、開示プロジェクトにおける短期プロジェクトの中の 1 つの成果である。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を明確化する狭く焦点を絞った修正を提案するものであり、現行の表示及び開示の要求事項に関して指摘されている懸念のいくつかに対処し、企業が同基準を適用する際に判断を行使できるようにするためのものである。修正案のそれぞれを以下に記述している。

重要性

IASB は、IAS 第 1 号における重要性の要求事項を以下のことを強調するように修正することを提案している。

- (a) 企業は、情報の集約又は分解を、有用な情報を不明瞭にするような方法で行ってはならない。
- (b) 重要性の要求事項は、純損益及びその他の包括利益の計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書並びに注記に適用される。
- (c) ある基準が具体的な開示を要求している場合に、それにより生じる情報を、重要性があるかどうか（したがって、当該情報の表示又は開示が必要とされるか）を判定するために評価しなければならない。

財政状態計算書又は純損益及びその他の包括利益の計算書で表示すべき情報

IASB は、財政状態計算書又は純損益及びその他の包括利益の計算書における表示についての要求事項の修正を、次のことによって行うことを提案している。

- (a) 表示項目に係る表示の要求事項は、特定の表示項目の分解によって満たし得ることを明確化する。
- (b) 企業が IAS 第 1 号の第 55 項及び第 85 項に従って小計を表示する際の要求事項を導入する。

注 記

IASB は、注記の構成に関する要求事項の修正を、次のことによって行うことを提案している。

- (a) 企業が注記の体系的な順序を決定する際に、財務諸表の理解可能性と比較可能性を考慮すべきであることを強調する。
- (b) 企業には注記の体系的な順序について柔軟性があり、IAS 第 1 号の第 114 項で列挙している順序による必要はないことを明確化する。

会計方針の開示

IASB は、重要な会計方針の識別に関する IAS 第 1 号の第 120 項のガイダンスを削除すること（有用でないおそれのある例示の削除を含む）を提案している。

〔案〕 開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正案

第 29 項から第 31 項、第 54 項、第 82 項及び第 113 項から第 117 項を修正し、第 30A 項、第 55A 項、第 85A 項から第 85B 項、第 113A 項及び第 139N 項を追加し、第 115 項の全文を置換え、第 120 項を削除する。第 55 項、第 85 項、第 112 項、第 118 項、第 119 項及び第 121 項は、修正されていないが、参照の便宜のため記載している。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

重要性と集約

- 29 企業は、類似した項目の重要性のある分類のそれぞれを財務諸表上で区別して表示又は開示しなければならない。企業は、重要性がない場合を除き、性質又は機能が異質な項目を区別して表示又は開示しなければならない。
- 30 財務諸表は、多数の取引又は他の事象を加工して性質又は機能に応じて各分類に集約した結果である。集約及び分類のプロセスの最終段階は、要約され分類されたデータの表示であり、それらが財務諸表上の表示項目を構成する。表示項目が単独では重要性がない場合には、当該財務諸表の本体又は注記において他の項目と合算される。当該財務諸表での区分表示を要するほどの重要性がない項目であっても、注記での区分表示開示が必要となる場合がある。
- 30A 本基準及び他の IFRS を適用する際に、企業は、すべての関連性のある事実及び状況を考慮に入れて、財務諸表に含まれる情報をどのように集約又は分解するのかを決定しなければならない。企業は、情報の修正又は分解を、有用な情報を不明瞭にするような方法（性格の異なる項目を集約したり、有用な情報を重要性のない情報で覆い隠したりするなど）で行ってはならない。
- 31 いくつかの IFRS は、企業の財務諸表で表示又は開示することが要求される情報を特定している。これらの具体的な要求事項にかかわらず、企業は、当該情報のすべてを表示又は開示する必要があるのか、それとも、情報の一部に重要性がなく、それを表示又は開示すると重要性のある情報から注意がそらされて財務諸表の理解可能性が低下することになるのかを、評価しなければならない。企業は、IFRS で要求されている具体的な開示について、それがもたらす情報に重要性がない場合には、財務諸表（注記を含む）において提供する必要はない。これは、IFRS が具体的な要求事項のリストを記載している場合や、最低限の要求事項として記述している場合であっても、同じである。また、企業は、ある IFRS で扱われている事項に関する情報を財務諸表利用者のニーズを満たすために表示又は開示する必要があるかどうかについて、当該情報が当該 IFRS の具体的な開示要求に含まれていない場合であっても考慮しなければならない。

...

財政状態計算書に表示すべき情報

- 54 財政状態計算書には、最低限、次の金額を表す項目を掲記しなければならない。
- (a) 有形固定資産
 - (b) 投資不動産

- (c) 無形資産
- (d) 金融資産（次の(e)、(h)及び(i)に示す金額を除く）
- (e) 持分法で会計処理されている投資
- (f) 生物資産
- (g) 棚卸資産
- (h) 売掛金及びその他の債権
- (i) 現金及び現金同等物
- (j) IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産と、売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産との合計額
- (k) 買掛金及びその他の未払金
- (l) 引当金
- (m) 金融負債（上の(k)及び(l)に示す金額を除く）
- (n) IAS 第12号「法人所得税」に基づく当期税金に係る負債及び資産
- (o) IAS 第12号に基づく繰延税金負債及び繰延税金資産
- (p) IFRS 第5号に従って売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債
- (q) 資本に表示される非支配持分
- (r) 親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金

これらの表示項目は、分解して表示することが企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、分解しなければならない。例えば、企業は、第54項(a)に定めている「有形固定資産」を、財政状態計算書において「不動産」、「工場施設」及び「器具」という独立科目に分解することにより、財務諸表利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができると判断するかもしれない。

55 企業は、追加的な表示項目、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示しなければならない。

55A 企業が第55項に従って小計を表示する場合には、当該小計は次のようなものとしなければならない。

- (a) IFRS に従って認識及び測定が行われている項目で構成されている。
- (b) 何が当該小計を構成しているのかが理解可能となる方法で表示され名付けられている。
- (c) 毎期の継続性がある。

...

純損益の部又は純損益計算書に表示すべき情報

82 他の IFRS で要求している事項に加えて、純損益の部又は純損益計算書には、当該期間に係る次の金額を表す科目を含めなければならない。

(a) 収 益

(aa) 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失

(b) 財務費用

(c) 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分

(ca) 金融資産を公正価値で測定するように分類変更した場合に、従前の帳簿価額と分類変更日（IFRS 第9号で定義）時点の公正価値との間の差額から生じた利得又は損失

(d) 税金費用

(e) [削 除]

(ea) 非継続事業の合計に関する単一の金額（IFRS 第5号参照）

(f)-(i) [削 除]

これらの表示項目は、分解して表示することが企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、分解しなければならない。

その他の包括利益の部に表示すべき情報

...

85 企業は、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に表示しなければならない。

85A 企業が第85項に従って小計を表示する場合には、当該小計は次のようなものとしなければならない。

(a) IFRS に従って認識及び測定が行われている項目で構成されている。

(b) 何が当該小計を構成しているのかが理解可能となる方法で表示され名付けられている。

(c) 毎期の継続性がある。

(d) 本基準で定めている小計及び合計よりも目立つ形では示さない。

85B 企業は、第85項に従って表示する小計を、本基準で要求している小計又は合計と調整しなければならない。これは、除外されている項目のそれぞれを純損益及びその他の包括利益の計算書に表示することによって行う。

...

構 成

112 注記は、次のことを行わなければならない。

- (a) 第117項から第124項に従って、財務諸表の表示の基礎及び使用した具体的な会計方針に関する情報を表示する。
- (b) IFRS で要求している情報のうち、財務諸表のどこにも表示されていないものを開示する。
- (c) 財務諸表のどこにも表示されていないが財務諸表の理解に関連性のある情報を提供する。

113 ~~企業は、実務上可能な限り、注記を体系的な方法で記載しなければならない。企業は、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書の各項目を、注記における関連情報と相互参照しなければならない。体系的なアプローチを決定する際に、企業は財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮しなければならない。~~

113A 注記の体系的な順序を決定する際に、企業は、財政状態又は財務業績の理解に最も関連性が高いと考える開示を目立たせる方法又はいくつかの注記の間の関係を理解可能にする方法で注記を配列する場合がある。例えば、企業は、金融商品に関する注記（例えば、純損益に認識した公正価値変動、財政状態計算書に認識した公正価値、及びそうした金融商品の満期などに関する注記）を1つにまとめることによって注記を配列することができる。注記をこうした方法でグルーピングすることで、開示されている情報の種類の間にどのような関係があるのかをより明確にすることができる。さらに、この開示のグループを財務諸表のどこに置くのかは、企業の財政状態又は財務業績の理解にとっての金融商品の相対的な重要度を企業がどのように考えるのかによって決定される場合もある。

114 あるいは、注記の体系的な順序を決定する際に、企業は通常、注記を次の順序で記載することもできる。財務諸表利用者が、注記が企業の財務諸表とどのように関連しているのかを理解し、他の企業の財務諸表と比較するのに役立つようにするためである。

- (a) IFRS に準拠している旨の記述（第16項参照）
- (b) 適用している重要な会計方針の要約（第117項参照）
- (c) 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に表示した項目についての裏付けとなる情報（これは、例えば、各計算書及び各表示項目が表示されている順序で開示することができる）
- (d) その他の開示事項（次の項目を含む）
 - (i) 偶発負債（IAS 第37号参照）及び未認識の契約上のコミットメント
 - (ii) 非財務開示事項、例えば、企業の財務リスク管理目標及び方針（IFRS 第7号参照）

115 ~~状況によっては、注記の中での個別項目の順序を変更することが必要又は望ましい場合もある。例えば、企業は、純損益に認識した公正価値の変動に関する情報を、金融商品の満期に関する情報と組み合わせることができる。前者は純損益及びその他の包括利益を表示~~

~~する計算書に関するものであり、後者は財政状態計算書に関するものであるにもかかわらずである。しかし、実務的に可能な限り、企業は注記の体系的な構成を維持する。~~

- 115 企業は、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書において表示する各項目を、注記における関連情報と相互参照しなければならない。**

- 116 企業は、財務諸表作成の基礎及び個別の会計方針に関する情報を提供する注記を、財務諸表の別個のセクション又は他の注記の一部として表示開示することもできる。

会計方針の開示

- 117 ~~企業は、重要な会計方針の要約において、次の事項を開示しなければならない。~~**

(a) 財務諸表を作成する際に使用した測定基礎

(b) 財務諸表の理解に関連性のある使用したその他の会計方針

- 118 企業が財務諸表に使用した測定基礎（例えば、取得原価、現在原価、正味実現可能価額、公正価値又は回収可能価額）を利用者に知らせることは重要である。企業が財務諸表を作成する基礎が、利用者の分析に大きく影響を与えるからである。企業が財務諸表で複数の測定基礎を使用している場合、例えば、特定の種類の資産が再評価される場合には、それぞれの測定基礎が適用される資産及び負債の分類を示せば十分である。

- 119 ある特定の会計方針を開示すべきかどうかを決定するにあたって、経営者は、その開示が、取引、その他の事象及び状況が業績や財務状態の報告にどのように反映されているのかを利用者が理解するのに役立つかどうかを検討する。特定の会計方針の開示は、当該方針が IFRS が認めている選択肢から選択される場合には、利用者に特に役立つ。一例は、企業が投資不動産に公正価値モデルと原価モデルのいずれを適用しているのかの開示である（IAS 第40号「投資不動産」参照）。いくつかの IFRS は、特定の会計方針の開示を具体的に要求しており、その中には、IFRS が認めているさまざまな会計方針の中で経営者が行った選択も含まれている。例えば、IAS 第16号では、有形固定資産の各種類について用いた測定基礎の開示を要求している。

- 120 ~~各企業は、そのタイプの企業について開示されると財務諸表の利用者が期待するであろう営業活動及び会計方針の内容を考慮する。例えば、利用者は、法人所得税が課される企業には、法人所得税に関する会計方針（繰延税金負債及び資産に適用されるものを含む）の開示を期待するであろう。企業に重要な在外営業活動体又は外貨建取引がある場合には、利用者は、為替差損益の認識に関する会計方針の開示を期待するであろう。[削除]~~

- 121 当期及び過去の期間における金額に重要性がない場合であっても、ある会計方針が企業の営業活動の性質上重要となる可能性がある。IFRS で具体的に要求されていないが、IAS 第8号に従って企業が選択し適用している重要な会計方針のそれぞれを開示することも適切である。

...

経過措置及び発効日

...

139N 〔日付〕公表の「開示に関する取組み」(IAS 第1号の修正)により、第29項から第31項、第54項、第82項、第82A 項及び第113項から第117項が修正され、第30A 項、第55A 項、第85A 項から第85B 項及び第113A 項が追加され、第115項の全文が置き換えられ、第120項が削除された。企業は、当該修正を発効日である〔日付〕から適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正案 [案] に関する結論の根拠

この結論の根拠は本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

重要性と集約

- BC1 IASB は、2013 年 1 月の「財務報告の開示」討議フォーラム¹で、関連するアンケート調査及び他の情報源により、重要性の概念が実務において適切に適用されていないと聞かされた。一部の人々は、これは開示に関する問題の主な原因であると考えており、それには、目的適合性のない情報が提供されすぎていることと財務諸表に目的適合性のある情報が十分に開示されていないことの両方が含まれる。重要性が実務で適切に適用されていない場合がある理由について、いくつかの要因が識別されている。このうちの 1 つは、IFRS における重要性についてのガイダンスが明確でないことである。
- BC2 一部の人々は、情報に重要性がない場合には企業は要求されている具体的な開示を提供する必要がないという IAS 第 1 号における記述は、企業がある項目を純損益及びその他の包括利益の計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書において表示する必要はないが、その代わりに注記において開示しなければならないことを意味していると考えている。しかし、IASB は、重要性の概念は、計算書だけでなく財務諸表全体に適用できるものであることに留意した。
- BC3 一部の人々は、IFRS が具体的な開示を要求している場合、重要性の概念はそうした開示要求には適用されないと考えている（すなわち、IFRS で具体的に特定されている開示は、重要性のある情報をもたらすかどうかに関係なく要求される）。さらに、一部の人々は、純損益及びその他の包括利益の計算書並びに財政状態計算書の中のある金額に重要性がある場合には、当該項目について定められている IFRS における開示のすべてを開示しなければならないと考えている。IASB は、IAS 第 1 号の第 31 項は、重要性の概念が IFRS で要求している具体的な開示にも適用されることが明らかであることに着目した。
- BC4 IASB の理解では、これらの誤解は、IFRS において表示又は開示の要求事項を定める際に用いている文言（例えば、「最低限として」という文言の使用）により生じている。このため、IASB は IAS 第 1 号の第 54 項における「最低限として」への言及を削除した。これにより、要求事項が IAS 第 1 号の第 82 項における純損益の部又は純損益計算書についての対応する要求事項と整合的となる。IASB は、同様の文言及び他の誤解の可能性が他の IFRS において存在していることも承知している。IASB は、それらの IFRS のより幅広い見直しの間に具体的な開示要求の文言を見直すつもりである。
- BC5 IASB は、IAS 第 1 号の第 7 項における「重要性がある」の定義が、項目の脱漏又は誤表示が単独で又は総体として経済的意思決定に影響を与える可能性がある場合には重要性があ

¹<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Disclosure-Initiative/Discussion-Forum-Financial-Reporting-Disclosure/Pages/Discussion-Forum-Financial-Reporting-Disclosure.aspx>

ると論じていることに留意した。IASB は、具体的な開示によって提供される情報に単独でも総体としても重要性がない場合には、企業はその開示を提供する必要がないと述べるように、IAS 第 1 号の第 31 項の修正を行うことを検討した。IASB の考えでは、何が「重要性がある」のかの定義に、個別の及び総体としての評価の考え方がすでに織り込まれているので、重要性への言及で十分である。重要性を総体として評価することが何を意味するのかについての追加的なガイダンスは、開示に関する取組みの一部として重要性のより幅広い考慮の中に置く方が適切であろう。

- BC6 IASB は、重要性のない情報を提供すると財務諸表の中の有用な情報が不明瞭になる可能性があることを強調するように IAS 第 1 号を修正することも提案している。財務諸表において有用な情報を重要性のない情報で覆い隠すと、有用な情報が目に見えにくくなるため、理解可能性が低下する。IASB は、いくつかの最近の公開草案（例えば、「保険契約」及び「リース」の公開草案）がこの点を強調する文言を記載していることに留意した。IASB は、企業が重要性のない情報を開示することを禁止することは提案していない。こうした要求は運用可能でないだろうと考えるからである。しかし、IASB は、こうした開示によって重要性のある情報が不明瞭となることがないようにすべきである旨を強調することを提案している。
- BC7 本公開草案の BC1 項から BC6 項に示した所見及び結論に基づいて、IASB は、不明確である可能性のある文言に対処して重要性の要求事項の意図した適用を明確化するように IAS 第 1 号の第 31 項の修正を提案している。新たな項である第 30A 項の追加を提案しているのは、財務諸表に重要性のない情報又は目的適合性のない情報を含めることの潜在的に有害な影響を強調するためである。さらに、IASB は、本公開草案で「表示」及び「開示」について各項で使用している用語にいくつかの変更を提案している。本公開草案において、IASB は、「表示」という用語は、純損益及びその他の包括利益の計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書において表示項目として開示することを意味し、「開示」という用語は、注記における開示を意味するように使用している。継続中の「概念フレームワーク」プロジェクトは、「表示」及び「開示」の用語法を検討している。
- BC8 IAS 第 1 号における重要性の要求事項の修正に加えて、IASB は、開示に関する取組みにおいて、重要性についての現行のガイダンスを評価するための短期プロジェクトに着手する予定である。この評価は、重要性についての追加的なガイダンス又は教育マテリアルの作成につながる可能性がある。

財政状態計算書並びに純損益及びその他の包括利益の計算書

財政状態計算書又は純損益及びその他の包括利益の計算書で表示すべき情報

- BC9 IAS 第 1 号の第 54 項は、財政状態計算書において表示すべき表示項目を列挙している。IASB は、その要求事項を規範的なものであると解釈し、それらの項目は分解できないとしている人々がいると聞いている。また、一部の人々からは、IFRS は IFRS で具体的に要求している小計以外の小計の表示を禁じているとの認識もある。
- BC10 IAS 第 1 号の第 55 項では、表示することが企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を表示することを企業に要求している。これは、関連性

がある場合には、IAS 第 1 号の第 54 項で表示について列挙されている表示項目を分解して、小計を表示すべきであることを強調するものである。

BC11 したがって、IASB は次のことを提案している。

- (a) IAS 第 1 号の第 54 項から「最低限」という文言を削除する (BC4 項参照)。この文言が、IAS 第 1 号の第 54 項で定めている表示項目に重要性がない場合に、企業が当該項目を集約することを禁じるものであるという考え得る誤解に対処するためである。
- (b) IAS 第 1 号で定めている表示項目の分解の例を記載する。財政状態計算書における表示について列挙されている表示項目は、分解表示が企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、分解すべきであることを強調するためである。また、IAS 第 1 号の第 54 項の表示の要求事項は、所定の表示項目を分解することによって満たすことができる旨を明確化することも提案している。

BC12 IASB は、純損益及びその他の包括利益の計算書について IAS 第 1 号に同様の表示の要求事項があることに留意した。したがって、IASB は、適切な場合には、それらの要求事項を整合的となるように修正することを提案している。

BC13 IASB は、IFRS で定めている小計のほかに、小計を財政状態計算書や純損益及びその他の包括利益の計算書で表示することに関して懸念する人々がいることも理解している。この懸念を持つ人々は、一部の小計は誤解を招くおそれや過度に目立つおそれがあると考えている。IASB は、IAS 第 1 号の第 55 項及び第 85 項が、小計の表示が企業の財政状態又は財務業績の理解に関連性がある場合には小計の表示を要求していることに留意した。

BC14 このため、IASB は、IAS 第 1 号の第 55 項及び第 85 項の要求を小計の表示に適用するのに役立てるため、IAS 第 1 号に追加の要求事項を含めることを提案している。それらの要求事項は、IFRS に従って測定して認識した金額を小計に集約する際にどのような要因を考慮すべきなのかを明確化することによって、企業が小計を表示する場合の規律を提供している。具体的には、小計は次のようなものとすべきである。

- (a) 理解可能である。小計を表示し命名する方法により、どの表示項目が当該小計を構成しているのかを透明にすべきである。
- (b) 毎期の継続性がある。すなわち、小計は、每期、継続して表示と計算を行うべきである。ただし、会計方針又は見積りの変更の可能性を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って評価する。
- (c) 純損益及びその他の包括利益の計算書の場合には、IAS 第 1 号の第 81A 項から第 81B 項で定めている小計及び合計よりも目立つような表示をしない。さらに、財務諸表利用者が第 85 項に従って表示される小計と IAS 第 1 号で定めている合計及び小計との間の関係を理解するのに役立てるため、IASB は、企業は、IAS 第 1 号の重要性の要求事項を条件に、それらの小計を IFRS が具体的に要求している小計と調整する表示項目を表示すべきだと提案している。IASB は、財政状態計算書で表示する小計については同様の修正を提案しなかった。IAS 第 1 号は財政状態計算書に係る合計や小計を定めていないからである。

- BC15 IASB は、「非 GAAP」測定値の増殖を促進するものと見られる可能性のある修正を提案することを望んでいない。これは修正案の意図ではなく、修正案の目的は、IAS 第 1 号の第 55 項又は第 85 項に従って表示される小計の適正な表示に関する追加的なガイダンスを提供することであった。また、IASB は、IAS 第 1 号において一般的に報告されている小計の例に IAS 第 1 号で言及することは適切でないと考えた。特定の小計に言及すると、そうした例を他よりも重視しているものと解釈されるおそれがあることを懸念したからである。提案している追加的な要求事項は、小計を適切に表示する方法を決定する際にどのような要因を考慮すべきなのかを明確化しているものと IASB は考えている。

注 記

構 成

- BC16 IASB は、IAS 第 1 号の第 114 項が注記について特定の順序を要求しているという認識が一部にあることを承知している。IAS 第 1 号の第 114 項は、「企業は通常、注記を [次の] 順序で表示する」と述べ、注記の特定の順序を列挙している。一部の人々の考えでは、「通常」を使用していることにより、企業が注記の順序を IAS 第 1 号の第 114 項で列挙されている順序から変更すること（例えば、説明的な注記を重要度の順に開示したり、関連する情報を結合したセクションで一緒に開示したりすることによる）が困難になっている。「財務報告の開示」討議フォーラムや関連するアンケート調査での投資者のフィードバックは、一部の投資者は開示がどのように関連しているのかを理解したいと考えていることを示していた。彼らは、財務諸表は現状では切断されていて、関連性のある情報を結び付けることが困難になっていると考えている。
- BC17 IASB は、IAS 第 1 号の第 114 項における「通常」という用語の使用を検討し、企業が注記を IAS 第 1 号の第 114 項に列挙されている順序で開示することを要求する意図ではなかったと結論を下した。むしろ、IAS 第 1 号の第 114 項に列挙されている順序は、企業が注記を配列できる方法の一例を示すことを意図したものであり、「通常」という用語の使用は、注記の代替的な配列が「異常」であることを示唆する意味ではなかったと考えている。したがって、IASB は、IAS 第 1 号の第 114 項に列挙されている順序は企業が注記を配列できる方法の一例であることを明確化し、企業には注記の順序を決定する際に柔軟性があることを明確化する修正を提案している。
- BC18 IASB は、企業が注記を企業固有の方法で配列することのいくつかの利点も強調した。
- (a) 関連する開示を一緒に開示することができ、それにより財務諸表における結合性と関連付けが高まる。例えば、金融商品の会計方針と金融商品の注記を一緒に開示することができる。IAS 第 1 号の第 116 項から第 117 項の修正は、会計方針の開示を他の注記と組み合わせることができることを明らかにするために提案したものである。
 - (b) 企業に影響を与える主要な取引及び事象を目立たせることができる。
 - (c) 財務諸表利用者に、経営者が何が企業にとって重要と考えているのかについての洞察を提供する。

- BC19 IASB は、実務上可能な限り、企業が注記を体系的な方法で表示するという IAS 第 1 号の第 113 項の要求にも留意した。IASB の考えでは、これは注記の配列に体系又は理由がなければならないことを意味している。例えば、注記の配列を、企業にとっての重要度の順、財務諸表に表示されている表示項目の順、あるいは両方の組合せによって行うことができる。IASB は、企業は注記の順序を決定する際に財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮すべきである旨を明確化するように、IAS 第 1 号の第 113 項を修正することを提案している。IASB は、理解可能性と比較可能性の間にはトレードオフがあることを承知している。すなわち、理解可能性を高めるために注記の順序を変更すると、企業間の比較可能性が低下する可能性があることを意味する。しかし、IASB は、電子版の財務諸表の使用が増大していることにより、情報の検索、検出及び比較を財務諸表の内部及び企業間で行うことがますます容易になっており、現在では注記に規範的な順序を設けることの便益は少なくなっているとも考えている。

会計方針の開示

- BC20 IAS 第 1 号の第 117 項では、重要な会計方針を開示することを要求し、IAS 第 1 号の第 118 項から第 124 項とともに、何が重要な会計方針となる可能性があるのかに関するガイダンスを示している。このガイダンスには、会計方針の開示の例として、法人所得税の会計方針と外貨換算の会計方針が含まれている。
- BC21 一部の人は、IAS 第 1 号の第 120 項で、法人所得税の会計方針を財務諸表利用者が開示を期待するであろう方針の一例として用いているのは有用ではないと指摘した。IASB の考えでは、これは、利益を上げている企業の大半が、企業の存続期間中の一定期間にわたり法人所得税の対象となると想定されるからである。したがって、法人所得税の対象となることは多くの企業にとっての営業の性質であり、企業固有である可能性は低い。このため、この例からは、企業の営業のどの側面によって財務諸表利用者が法人所得税についての会計方針の開示を期待することになるのか明らかではない。したがって、この例は、法人所得税についての会計方針が重大となる理由を例示していない。また、IAS 第 1 号の第 120 項における外貨換算の会計方針の例も、同じ理由で有用ではないと考えている。したがって、IASB は、第 120 項全体を削除することを提案している。法人所得税と外貨換算の例は有用でなく、残りの文も追加的なガイダンスを付加しているとは思われないからである。
- BC22 IASB は、何が重要な会計方針であるのかについて追加的な作業を行う必要があると認識しており、ガイダンスにおいてもっと明瞭性を与える必要があると考えている。重要な会計方針についての当該作業は、開示に関する取組みの中の重要性プロジェクトの一環として行われる予定で、それに関する作業は 2014 年の第 2 四半期に開始する予定である。

経過措置及び発効日

- BC23 IASB は、「開示に関する取組み」（IAS 第 1 号の修正案）を発効日から適用し早期適用を認めることを提案している。IASB は、追加的な経過措置は必要でも有益でもないと考えた。
- BC24 これらの修正は、IAS 第 1 号における現行の要求事項を明確化することを意図している。企業が IFRS における表示及び開示の要求事項を満たす際に判断を適用するのに役立てるため

の追加的なガイダンスを提供するものである。これらの修正は、認識及び測定には影響を与えない。これらの修正により、これらの修正を適用する前の期間に行われた表示及び開示に関する判断の見直しを生じさせることは提案していない。

- BC25 IAS 第1号の第38項では、当期の財務諸表で報告されているすべての金額及び説明的又は記述的な情報について、「当期の財務諸表の理解に関連性がある場合には」企業が比較情報を表示することを要求している。企業が前期と比較した場合に注記の順序又は開示する情報を変更する場合には、比較情報の表示及び開示も当期の表示及び開示に合わせるように修正する。この理由から、IAS 第1号はすでに、当期において関連性がないと考えられる比較情報の開示の強制からの救済措置を設けており、当期において表示又は開示した新しい金額についての比較情報を要求している。

〔案〕 持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示についての IAS 第 1 号の修正案

はじめに

2013年4月に、IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益の項目の表示に関する IAS 第1号「財務諸表の表示」の論点を明確化するよう要望を受けた。意見提出者は、解釈指針委員会が IAS 第1号の第82A 項における表示の要求事項を改訂して、持分法投資から生じるその他の包括利益の項目に対する持分を性質別に区分表示すべきなのか、それとも単一の表示項目として総額で表示（当該項目が純損益に振り替えられる（リサイクルされる）ことになるのかどうかによって分類）すべきなのかを明確化するよう要望していた。この論点は、2011年6月に公表された IAS 第1号の修正から生じたものであった。

2013年7月に、解釈指針委員会はこの論点を議論し、IASB が第82A 項及び付属する IAS 第1号の適用ガイダンスを修正して、企業は持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を次のように表示しなければならないことを明確化することを提言した。

- (a) 当該項目がその後に純損益に振り替えられることになるのかどうかによって区分し（2011年の IAS 第1号の修正が意図したとおり）、
- (b) それらの分類の中では単一の表示項目として総額で表示する。

〔案〕 持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示についての IAS 第 1 号の修正案

第 82A 項を修正する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

その他の包括利益の部に表示すべき情報

82 A ~~その他の包括利益の部には、当期のその他の包括利益以下の金額に係る表示項目を表示しなければならない。それらは性質別に分類（持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額を含む）し、他の IFRS に従って、次のものにグループ分けする。~~

(a) その他の包括利益の項目（(b)の金額を除く）を、性質別に分類し、他の IFRS に従って次のものにグループ分けする。

~~(a)(i)~~ その後に純損益に振り替えられることのないもの

~~(b)(ii)~~ その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの

(b) 持分法を用いて会計処理している関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を、他の IFRS に従って、次の項目に対する持分にグループ分けする。

(i) その後に純損益に振り替えられることのないもの

(ii) その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの

〔案〕 持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示から生じる IAS 第 1 号の適用ガイダンスの修正案

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の適用ガイダンスを修正する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

Part I : 財務諸表の表示例

...

純損益及びその他の包括利益計算書の例 (IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」が適用される場合)

XYZ グループ——20X7年12月31日に終了した事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書

(純損益とその他の包括利益を1つの計算書で表示し、費用を純損益の中で機能別に表示する例示)

(通貨単位：千)

	20X7年	20X6年
収 益	390,000	355,000
売上原価	(245,000)	(230,000)
売上総利益	145,000	125,000
その他の収益	20,667	11,300
販売費	(9,000)	(8,700)
管理費	(20,000)	(21,000)
その他の費用	(2,100)	(1,200)
財務費用	(8,000)	(7,500)
関連会社の利益に対する持分相当額 ^(a)	35,100	30,100
税引前利益	161,667	128,000
法人所得税費用	(40,417)	(32,000)
継続事業からの当期純利益	121,250	96,000
非継続事業からの当期純損失	—	(30,500)
当期純利益	121,250	65,500

その他の包括利益：**純損益に振り替えられることのない項目：**

不動産再評価益	933	3,367
確定給付制度の再測定	(667)	1,333
関連会社の不動産再評価益（損） — その他の包括利益に対する持分相当額 ^(b)	400	(700)
振替のない項目に係る法人所得税 ^(c)	(166)	(1,000)
	<u>500</u>	<u>3,000</u>

純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目：

在外営業活動体の換算差額 ^(d)	5,334	10,667
売却可能金融資産 ^(d)	(24,000)	26,667
キャッシュ・フロー・ヘッジ ^(d)	(667)	(4,000)
振替の可能性のある項目に係る法人所得税 ^(e)	4,833	(8,334)
	<u>(14,500)</u>	<u>25,000</u>
その他の包括利益（税引後）	<u>(14,000)</u>	<u>28,000</u>
当期包括利益合計額	<u><u>107,250</u></u>	<u><u>93,500</u></u>

20X7年 20X6年

純利益の帰属：

親会社の所有者	<u>97,000</u>	<u>52,400</u>
非支配持分	<u>24,250</u>	<u>13,100</u>
	<u><u>121,250</u></u>	<u><u>65,500</u></u>

包括利益合計の帰属：

親会社の所有者	85,800	74,800
非支配持分	<u>21,450</u>	<u>18,700</u>
	<u><u>107,250</u></u>	<u><u>93,500</u></u>

1株当たり利益（通貨単位）

基本的・希薄化後	<u>0.46</u>	<u>0.30</u>
----------	-------------	-------------

純損益及びその他の包括利益計算書の例 (IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」が適用される場合)

XYZ グループ——20X7年12月31日に終了した事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書
(純損益とその他の包括利益を1つの計算書で表示し、費用を純損益の中で機能別に表示する例示)

これに代えて、その他の包括利益の項目を、純損益及びその他の包括利益計算書に税引後で表示することもできる。

その他の包括利益 (税引後)	20X7年	20X6年
純損益に振り替えられることのない項目：		
不動産再評価益	600	2,700
確定給付制度の再測定	(500)	1,000
関連会社の不動産再評価益 (損) — <u>その他の包括利益</u> に対する持分相当額	400	(700)
	500	3,000
純損益にその後振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	4,000	8,000
売却可能金融資産	(18,000)	20,000
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(500)	(3,000)
	(14,500)	25,000
その他の包括利益 (税引後)^(a)	(14,000)	28,000

- (a) 関連会社の所有者に帰属する利益に対する持分である。すなわち、法人所得税及び非支配持分を控除した後の金額である。
- (b) 関連会社の所有者に帰属する不動産再評価益 (損) — その他の包括利益 に対する持分である。すなわち、法人所得税及び非支配持分を控除した後の金額である。この例では、関連会社のその他の包括利益に対する持分は、不動産の再評価 (すなわち、持分変動計算書における分類) だけに関するものであると仮定している。関連会社が他のその他の包括利益の項目を認識している企業は、第82A 項(b)により、関連会社のその他の包括利益に対する持分を2つの表示科目として表示することが要求される。その後において純損益に振り替えられることのない項目と、その後において特定の条件が満たされた時に純損益に振り替えられることになる項目である。
- (c) その他の包括利益の各項目に係る法人所得税は、注記において記載される。
- (d) これは純額表示の例であり、当期の利得又は損失及び組替調整額は注記において記載される。これに代えて、総額表示を行うこともできる。

**XYZ グループ——20X7年12月31日に終了した事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書
(純損益とその他の包括利益を2つの計算書で表示する場合の例示)**

(通貨単位：千)

	20X7年	20X6年
当期純利益	121,250	65,500
その他の包括利益：		
純損益に振り替えられることのない項目：		
不動産再評価益	933	3,367
確定給付制度の再測定	(667)	1,333
関連会社の不動産再評価益（損） その他の包括利益 に対する持分相当額 ^(a)	400	(700)
振替のない項目に係る法人所得税 ^(b)	(166)	(1,000)
	<u>500</u>	<u>3,000</u>
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	5,334	10,667
売却可能金融資産	(24,000)	26,667
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(667)	(4,000)
振替の可能性のある項目に係る法人所得税 ^(b)	4,883	(8,334)
	<u>(14,500)</u>	<u>25,000</u>
その他の包括利益（税引後）	<u>(14,000)</u>	<u>28,000</u>
当期包括利益合計	<u>107,250</u>	<u>93,500</u>
包括利益合計の帰属：		
親会社の所有者	85,800	74,800
非支配持分	<u>21,450</u>	<u>18,700</u>
	<u>107,250</u>	<u>93,500</u>

これに代えて、その他の包括利益の項目を税引後で表示することもできる。1つの計算書に収益と費用を表示する純損益及びその他の包括利益計算書の例を参照。

- (a) 関連会社の所有者に帰属する不動産再評価益（損）~~その他の包括利益~~に対する持分である。すなわち、法人所得税及び非支配持分を控除した後の金額である。この例では、関連会社のその他の包括利益に対する持分は、不動産の再評価（すなわち、持分変動計算書における分類）だけに関するものと仮定している。関連会社が他のその他の包括利益の項目を認識している企業は、第82A 項(b)により、関連会社のその他の包括利益に対する持分を2つの表示科目として表示することが要求される。その後において純損益に振り替えられることのない項目と、その後において特定の条件が満たされた時に純損益に振り替えられることになる項目である。
- (b) その他の包括利益の各項目に係る法人所得税は、注記において記載される。

純損益及びその他の包括利益計算書の例（IFRS 第9号「金融商品」が適用される場合）

XYZ グループ——20X7年12月31日に終了した事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書
（純損益とその他の包括利益を1つの計算書で表示し、費用を純損益の中で機能別に表示する例示）

（通貨単位：千）

	20X7年	20X6年
収 益	390,000	355,000
売上原価	(245,000)	(230,000)
売上総利益	145,000	125,000
その他の収益	20,667	11,300
販売費	(9,000)	(8,700)
管理費	(20,000)	(21,000)
その他の費用	(2,100)	(1,200)
財務費用	(8,000)	(7,500)
関連会社の利益に対する持分相当額 ^(a)	35,100	30,100
税引前利益	161,667	128,000
法人所得税費用	(40,417)	(32,000)
継続事業からの当期純利益	121,250	96,000
非継続事業からの当期純損失	—	(30,500)
当期純利益	121,250	65,500
その他の包括利益：		
純損益に振り替えられることのない項目：		
不動産再評価益	933	3,367
資本性金融商品に対する投資	(24,000)	26,667
確定給付制度の再測定	(667)	1,333
関連会社の不動産再評価益（損）—その他の包括利益に対する持分相当額 ^(b)	400	(700)
振替のない項目に係る法人所得税 ^(c)	5,834	(7,667)
	(17,500)	23,000
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額 ^(d)	5,334	10,667
キャッシュ・フロー・ヘッジ ^(e)	(667)	(4,000)
振替の可能性のある項目に係る法人所得税 ^(f)	(1,167)	(1,667)
	3,500	5,000
その他の包括利益（税引後）	(14,000)	28,000
当期包括利益合計額	107,250	93,500

純損益及びその他の包括利益計算書の例（IFRS 第9号「金融商品」が適用される場合）

XYZ グループ——20X7年12月31日に終了した事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書
（純損益とその他の包括利益を1つの計算書で表示し、費用を純損益の中で機能別に表示する例示）

（通貨単位：千）

	20X7年	20X6年
純利益の帰属：		
親会社の所有者	97,000	52,400
非支配持分	<u>24,250</u>	<u>13,100</u>
	<u>121,250</u>	<u>65,500</u>
包括利益合計の帰属：		
親会社の所有者	85,800	74,800
非支配持分	<u>21,450</u>	<u>18,700</u>
	<u>107,250</u>	<u>93,500</u>
1株当たり利益（通貨単位）		
基本的・希薄化後	<u>0.46</u>	<u>0.30</u>

これに代えて、その他の包括利益の項目を、純損益及びその他の包括利益計算書に税引後で表示することもできる。

当期のその他の包括利益（税引後）

純損益に振り替えられないことのない項目：

不動産再評価益	600	2,700
資本性金融商品に対する投資	(18,000)	20,000
確定給付制度の再測定	(500)	1,000
関連会社の不動産再評価益（損）—その他の包括利益に対する持分相当額	<u>400</u>	<u>(700)</u>
	(17,500)	23,000

純損益にその後振り替えられる可能性のある項目：

在外営業活動体の換算差額	4,000	8,000
キャッシュ・フロー・ヘッジ	<u>(500)</u>	<u>(3,000)</u>
	<u>3,500</u>	<u>5,000</u>
その他の包括利益（税引後） ^(a)	<u>(14,000)</u>	<u>28,000</u>

(a) 関連会社の所有者に帰属する利益に対する持分である。すなわち、法人所得税及び非支配持分を控除した後の金額である。

(b) 関連会社の所有者に帰属する不動産再評価益（損）—その他の包括利益に対する持分である。すなわち、法人所得税及び非支配持分を控除した後の金額である。この例では、関連会社のその他の包括利益に対する持分は、不動産の

再評価（すなわち、持分変動計算書における分類）だけに関するものであると仮定している。関連会社が他のその他の包括利益の項目を認識している企業は、第82A 項(b)により、関連会社のその他の包括利益に対する持分を2つの表示科目として表示することが要求される。その後において純損益に振り替えられることのない項目と、その後において特定の条件が満たされた時に純損益に振り替えられることになる項目である。

- (c) その他の包括利益の各項目に係る法人所得税は、注記において記載される。
- (d) これは純額表示の例であり、当期の利得又は損失及び組替調整額は注記において記載される。これに代えて、総額表示を行うこともできる。

...

**XYZ グループ——20X7年12月31日に終了した事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書
(純損益とその他の包括利益を2つの計算書で表示する例示)**

(通貨単位：千)

	20X7年	20X6年
当期純利益	121,250	65,500
その他の包括利益：		
純損益に振り替えられることのない項目：		
不動産再評価益	933	3,367
資本性金融商品に対する投資	(24,000)	26,667
確定給付制度の再測定	(667)	1,333
関連会社の不動産再評価益（損）—その他の包括利益に対する持分相当額 ^(a)	400	(700)
振替のない項目に係る法人所得税 ^(b)	5,834	(7,667)
	(17,500)	23,000
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	5,334	10,667
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(667)	(4,000)
振替の可能性のある項目に係る法人所得税 ^(b)	(1,167)	(1,667)
	3,500	5,000
その他の包括利益（税引後）	(14,000)	28,000
当期包括利益合計	107,250	93,500
包括利益合計の帰属：		
親会社の所有者	85,800	74,800
非支配持分	21,450	18,700
	107,250	93,500

これに代えて、その他の包括利益の項目を税引後で表示することもできる。1つの計算書に収益と費用を表示する純損益及びその他の包括利益計算書の例を参照。

- (a) 関連会社の所有者に帰属する不動産再評価益（損）—その他の包括利益に対する持分である。すなわち、法人所得税及び非支配持分を控除した後の金額である。この例では、関連会社のその他の包括利益に対する持分は、不動産の再評価（すなわち、持分変動計算書における分類）だけに関するものであると仮定している。関連会社が他のその他の包括利益の項目を認識している企業は、第82A 項(b)により、関連会社のその他の包括利益に対する持分を2つの表示科目として表示することが要求される。その後において純損益に振り替えられることのない項目と、その後において特定の条件が満たされた時に純損益に振り替えられることになる項目である。
- (b) その他の包括利益の各項目に係る法人所得税は、注記において記載される。

持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示についての IAS 第 1 号の修正案 [案] に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

- BC1 IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、IASB に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 82A 項の要求事項に関して不明確な点があると報告した。持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益の項目に対する企業の持分の表示に関してである。特に、疑問が提起されたのは、IASB が 2011 年 6 月の IAS 第 1 号修正で要求することを意図していたのは、持分法投資から生じるその他の包括利益に対する持分の表示を、性質別に区分して行うことであったのか、それとも単一の表示項目として総額で行うことであったのかという点である。実務は次の点で相違があることが観察された。
- (a) 一部の人は、持分法で会計処理される投資から生じたその他の包括利益に対する持分は、報告企業の他のその他の包括利益の項目とは性質が異なるものであり、単一の表示項目として総額で表示すべきであるという意見であった。
 - (b) 一部の人は、持分法で会計処理される投資のその他の包括利益に対する持分は、性質別に独立の表示項目で表示すべきであるという意見であった。
 - (c) また、持分法で会計処理される投資のその他の包括利益に対する持分は、報告企業自身のその他の包括利益のうち性質が同じ項目に含めるべきであるという意見の人々もいた。
- BC2 IASB は、2011 年の IAS 第 1 号の修正における要求は明確であることに留意した。その他の包括利益の項目（持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を含む）を、当該項目が純損益に振り替えられる（リサイクルされる）ことになるのかどうかによって分類するという要求である。この決定は 2011 年 6 月に確認され、IAS 第 1 号に関する結論の根拠において文書化されている。
- BC3 しかし、IASB には、その他の包括利益の内訳項目の性質別分類に関する要求の範囲を変更する意図はなかった。2011 年 6 月の修正の前には、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分は、当該要求の範囲から除外されていた。IASB は、IAS 第 1 号の第 82A 項に多様な解釈の余地があったことに同意し、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を 2 つの表示項目として表示すべきである旨を明確化する修正を提案すべきであることに同意した。その後において純損益に振り替えられることのない項目と、所定の条件が満たされた時に純損益に振り替えられることとなる項目である。IASB は、この表示が、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業の純損益に対する企業の持分についての表示の要求と整合的であることに留意した。
- BC4 IASB は、関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益の項目を性質別に表示することにより、状況によっては有用な情報の提供につながり得ることに留意した。しかし、IASB は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 20 項の開示要求が、こうした状況を捕捉するであろうと考えた。その結果、追加的な開示は提案されなかった。

- BC5 したがって、IASB は IAS 第 1 号を次のように修正することを提案している。
- (a) IAS 第 1 号の第 82A 項は、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を企業が次のように表示することを要求している旨を明確化する。
- (i) 当該項目が（所定の条件が満たされた時に）その後において純損益に振り替えられるのかどうかにより区分して、
- (ii) それらの分類のそれぞれの中で、単一の表示項目として総額で表示する。
- (b) IAS 第 1 号の第 82A 項の分類を反映するように、IAS 第 1 号の適用ガイダンスを修正する。

経過措置及び発効日

- BC6 IAS 第 1 号の第 82A 項の修正に係る経過措置及び発効日は、本公開草案における開示に関する取組みによる修正の経過措置及び発効日のセクションに反映されている。